

各 位

会 社 名 株式会社ゴトー
代 表 者 名 代表取締役社長 後藤 行宏
(JASDAQ・コード9817)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 常務取締役管理本部長 土橋 文彦
電 話 055-923-5100

臨時株主総会及び普通株主による 種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 23 年 10 月開催予定の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といい、本臨時株主総会と本種類株主総会を併せて「本株主総会」と総称します。）招集のための基準日を、平成 23 年 8 月 31 日に設定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本株主総会招集のための基準日等について

当社は、平成 23 年 10 月開催予定の本株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成 23 年 8 月 31 日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本株主総会において議決権を行使することができる株主とすることを決議し、次のとおり当該基準日に関する公告をいたします。

なお、当社は、本株主総会を、平成 23 年 7 月 11 日に開始された株式会社Gプランニングによる当社普通株式に対する公開買付けが成立した場合にのみ開催することを予定しております。

- | | |
|-------------|--------------------------|
| (1) 基 準 日 | 平成 23 年 8 月 31 日 (水) |
| (2) 公 告 日 | 平成 23 年 8 月 12 日 (金) |
| (3) 公 告 方 法 | 電子公告 (当社ホームページに掲載いたします。) |
- <http://www.gms.co.jp/goto>

2. 本株主総会の日程及び付議議案等について

当社は、本日現在において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含み、以下「会社法」といいます。）第 2 条第 13 号の規定する種類株式発行会社（以下「種類株式発行会社」といいます。）ではありませんが、平成 23 年 10 月開催予定の本臨時株主総会において、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うことにより、当社を種類株式発行会社とすること、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。）を付すことを内容とする定款の一部変更を行うこと、及び③全部取得条項が付された当社普通株式の全部（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類の当社株式を交付する

こと（なお、交付する別個の種類株式について、上場申請は行わない予定です。）のそれぞれの議案を付議する予定です。

また、本臨時株主総会において上記①の付議議案に対するご承認をいただき、上記①に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、当社は種類株式発行会社となりますが、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会において上記②の付議議案に対するご承認をいただくことに加えて、本種類株主総会において当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。）を付すことを内容とする定款の一部変更を行うことに対するご承認をいただくことが必要となります。そのため、当社は、本臨時株主総会と併せて本種類株主総会を開催することを予定しており、本臨時株主総会のほか、本種類株主総会において議決権を行使することができる株主を定めるための基準日も設定しております。

なお、本株主総会の開催日及び開催場所、並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以 上